

議案第 32 号

桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

桐生市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市火災予防条例の一部を改正する条例

桐生市火災予防条例(平成18年桐生市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第18号ウ中「締めつける」を「締め付ける」に改める。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第31条の2第2項第8号中「あたって」を「当たって」に改める。

第34条第1項第3号後段中「荷くずれ」を「荷崩れ」に改め、同条第2項第3号イただし書中「又は火災」を「、又は火災」に改める。

附則第9項第1号中「2箇月」を「2か月」に改める。

別表第3中「取り出し口」を「取出口」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 32 号 桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格を日本産業規格に改めるとともに、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器の設置の免除について、所要の改正を行うものです。